



志摩市教育委員会告示第10号

志摩市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示
を次のように定める。

令和 8 年 6 月 2 5 日

志摩市教育長 舟 戸 宏



志摩市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する
告示

志摩市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱(平成22年志摩市教育
委員会告示第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号から第7号までを次のように改める。

- (3) 保育所・幼稚園・認定こども園関係者
- (4) 小学校・中学校関係者
- (5) こども家庭課長
- (6) 学校教育課長
- (7) その他教育委員会が認めた者

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の志摩市子ども読書活動推進計
画策定委員会設置要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。